

大津市グラウンド・ゴルフ場条例の制定について

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市グラウンド・ゴルフ場条例

(設置)

第1条 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図るため、大津市グラウンド・ゴルフ場
(以下「グラウンド・ゴルフ場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 グラウンド・ゴルフ場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 大津大石淀グラウンド・ゴルフ場

位 置 大津市大石淀町737番地の6

(個人使用の使用料等)

第3条 グラウンド・ゴルフ場の個人使用(次条第1項に規定する専用使用以外のグラウンド・
ゴルフ場の使用をいう。以下「個人使用」という。)をしようとする者(以下「個人使用者」
という。)は、別表第1項に定める額の使用料を市長に納付しなければならない。

2 市長は、個人使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、個人使用を拒否することがで
きる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) グラウンド・ゴルフ場の施設又は設備を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。
- (3) その他グラウンド・ゴルフ場の管理上支障があると認められるとき。

(専用使用の許可等)

第4条 グラウンド・ゴルフ場の専用使用(競技会その他の催事において、特定のものがグラウ

ンド・ゴルフ場の全部又は一部を専用することをいう。以下「専用使用」という。)をしようとする者は、市長に申請し、専用使用の許可を受けなければならない。この場合において、市長は、グラウンド・ゴルフ場の管理上必要があると認めるときは、専用使用の許可について、必要な条件を付することができる。

2 専用使用の許可を受けることができる時間は、第7条に規定する使用時間とし、毎時0分から始まる1時間を単位とする時間帯について許可を受けるものとする。

3 市長は、前条第2項各号のいずれかに該当するときは、専用使用を許可しない。

4 市長は、専用使用の許可を受けた者(以下「専用使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 専用使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 前条第2項各号のいずれかに該当したとき。

5 前項の規定により専用使用の許可を取り消した場合において、専用使用者に損害が生じても、市は、その責めを負わない。

6 専用使用者は、専用使用の許可の際に、別表第2項に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料(第3条第1項の使用料及び前条第6項の使用料をいう。次条において同じ。)を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用時間)

第7条 グラウンド・ゴルフ場を使用することができる時間(以下「使用時間」という。)は、午前9時から午後5時までとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、グラウンド・ゴルフ場の管理運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

1 個人使用に係る使用料

区分	単位	金額	
		市民	市民以外の者
中学生等及び障害者等	1人1回	350円	520円
回数券	11枚綴（1枚の利用は、1人1回）	3,500円	5,250円
一般	1人1回	700円	1,050円
回数券	11枚綴（1枚の利用は、1人1回）	7,000円	10,500円

備考

- 1 この表中「中学生等」とは、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び各種学校で中学校に準ずるものを含む。）に在学する生徒、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び各種学校で小学校に準ずるものを含む。以下同じ。）に在学する児童及び小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 2 この表中「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (2) 滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けている者
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者
 - (5) 前各号に規定する者を介護する者（当該各号に規定する者1人につき1人に限る。）
- 3 この表中「一般」とは、中学生等及び障害者等以外の者をいう。
- 4 この表中「1回」とは、グラウンド・ゴルフ場の全コース（専用使用をされているコースがある場合にあつては、当該コースを除く。）を1周りすることをいう。この場合において、1回の途中で使用を取りやめた場合（使用時間を超過することにより取りやめ

た場合を含む。)も、1回とみなす。

2 専用使用に係る使用料

1コースにつき1時間 2,360円。ただし、専用使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合(入場料等のうち最高額のものが1,500円未満の場合を除く。)又は営利若しくは営業宣伝その他これに類すること(以下「営利等」という。)を目的として使用する場合にあっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 入場料等のうち最高額のものが1,500円以上3,500円未満の場合 3,540円
- (2) 入場料等のうち最高額のものが3,500円以上の場合 4,720円
- (3) 営利等を目的として使用する場合(前2号に該当する場合を除く。) 3,540円

議案第136号

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第78号）の一部を次のように改正する。

別表第2の8の項中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）」を「健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて」を「第14条第1項を除き、以下」に改め、同項第2号中「小学校」の次に「（これに準ずる学校を含む。）」を加える。

第11条中「介護時間」の次に「、子育て支援時間」を加える。

第14条第3項中「。次条において同じ」を削る。

第15条第3項を次のように改める。

3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とする。

第17条中「介護時間」の次に「、子育て支援時間」を加え、同条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（子育て支援時間）

第16条 子育て支援時間は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校（これに準ずる学校を含む。）に就学している子（第1学年から第3学年までの子に限る。）を養育するため、当該子を養育する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て支援時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲

内で必要と認められる時間とする。

3 第14条第3項の規定は、子育て支援時間について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用短 時間勤務 職員以外 の職員	1	円 162,100	円 166,600	円 240,900	円 271,600	円 295,400	円 323,100	円 365,500	円 410,300	円 459,900
	2	163,200	167,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	168,800	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	169,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	170,900	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	172,300	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	173,600	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	174,900	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	176,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800

10	172,300	177,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
11	173,600	179,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
12	174,900	180,700	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
13	176,100	181,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
14	177,600	183,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
15	179,100	184,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
16	180,700	186,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
17	181,800	187,300	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
18	183,200	189,600	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
19	184,600	191,800	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
20	186,000	194,000	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
21	187,300	196,200	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
22	189,600	197,900	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
23	191,800	199,400	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
24	194,000	200,900	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
25	196,200	202,400	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
26	197,900	203,800	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
27	199,400	205,200	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
28	200,900	206,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
29	202,400	208,000	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
30	203,800	209,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
31	205,200	211,400	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
32	206,600	212,900	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
33		214,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
34		216,200	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
35		217,900	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
36		219,600	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
37		221,100	291,900	335,400		389,400	433,600	466,200	526,400
38		222,600	293,500	337,300		390,600	434,400	466,800	527,000
39		224,100	295,100	339,200		391,800	435,200	467,400	527,800
40		225,600	296,700	341,100		392,800	436,000	468,000	528,400
41		226,800	298,200	342,900		393,900	436,600	468,500	528,900
42		228,200	299,800	344,800		395,100	437,300	469,000	
43		229,600	301,300	346,600		396,200	438,000	469,400	
44		231,000	302,800	348,400		397,300	438,700	469,700	
45		232,400	304,400	349,900		398,000	439,500	470,000	
46		234,000	306,000	351,300		398,700	440,300		
47		235,500	307,600	352,700		399,400	440,700		
48		236,900	309,100	354,200		400,100	441,400		
49		238,100	310,000	355,700		400,700	441,900		
50		239,700	311,500	356,500		401,300	442,300		
51		241,200	313,000	357,500		401,800	442,700		
52		242,600	314,600	358,500		402,200	443,100		
53		243,600	316,200	359,400		402,600	443,500		
54		245,100				402,900	443,900		
55		246,400				403,200	444,300		
56		247,600				403,500	444,600		
57		248,700				403,800	444,900		
58		249,700				404,100	445,300		
59		250,600				404,400	445,600		
60		251,500				404,700	445,900		

	61		252,400				405,000	446,200		
	62		253,300				405,300			
	63		254,100				405,600			
	64		254,900				405,900			
	65		255,600				406,200			
	66		256,700				406,500			
	67		257,900				406,800			
	68		259,000				407,100			
	69		260,200				407,300			
	70		261,400				407,600			
	71		262,500				407,900			
	72		263,600				408,100			
	73		264,700				408,300			
	74		265,800				408,600			
	75		266,900				408,900			
	76		267,900				409,100			
	77		268,900				409,300			
	78		269,900				409,600			
	79		270,900				409,900			
	80		271,800				410,100			
	81						410,300			
	82						410,600			
	83						410,900			
	84						411,100			
	85						411,300			
定年前 再任用短 時間勤務 職員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
13	302,200	379,100	434,400	500,300	

14	306,100	382,500	436,900	502,200
15	310,000	385,500	438,900	504,300
16	313,600	388,800	441,000	506,400
17	317,200	391,800	443,000	508,300
18	320,700	394,400	445,200	510,300
19	324,200	396,800	447,400	512,300
20	327,700	399,300	449,500	514,100
21	331,300	401,900	450,900	515,900
22	335,000	403,900	453,300	517,700
23	338,400	405,500	455,600	519,500
24	341,700	407,100	457,800	521,300
25	345,000	408,800	459,800	522,900
26	347,500	411,000	462,100	524,700
27	350,000	413,100	464,300	526,500
28	352,300	415,100	466,600	528,300
29	354,400	417,200	468,700	529,900
30	356,100	419,300	470,900	531,700
31	357,800	420,900	473,200	533,500
32	359,600	422,600	475,300	535,300
33	361,500	424,500	477,100	536,900
34	363,700	426,000	479,200	538,700
35	365,800	427,800	481,300	540,400
36	367,800	429,600	483,300	542,100
37	369,700	431,500	485,400	543,700
38	371,900	433,500	487,100	545,300
39	374,000	435,300	488,900	546,700
40	376,000	437,200	490,700	548,300
41	378,000	439,000	492,300	549,800
42	378,700	440,700	494,100	551,200
43	379,300	442,400	495,900	552,600
44	380,000	444,200	497,500	553,900
45	380,900	446,000	498,900	555,100
46	382,200	447,800	500,600	556,100
47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	384,800	451,200	504,100	558,100
49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300

	65	395,700	470,600	522,100	573,200
	66		471,300	523,000	
	67		471,900	523,700	
	68		472,500	524,600	
	69		472,800	525,500	
	70		473,400	526,300	
	71		474,100	527,200	
	72		474,800	528,100	
	73		475,200	528,900	
	74		475,800	529,800	
	75		476,500	530,700	
	76		477,200	531,400	
	77		477,600	532,200	
	78		478,200	533,100	
	79		478,800	534,000	
	80		479,300	534,900	
	81		479,900	535,700	
	82		480,400	536,600	
	83		480,900	537,500	
	84		481,400	538,400	
	85		481,800	539,200	
	86		482,400	540,100	
	87		482,800	541,000	
	88		483,300	541,900	
	89		483,800	542,700	
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		297,300	339,700	394,300	467,400

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間 勤務職員 以外の職員			円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	

9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	

60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100	
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600	
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100	
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200	
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800	
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400	
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900	
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400	
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900	
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400	
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700	
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200	
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600	
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000	
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400	
86		290,700	326,500	347,300		
87		290,900	326,700	347,600		
88		291,100	327,000	347,900		
89		291,500	327,400	348,300		
90		291,700	327,800	348,600		
91		291,900	328,200	349,000		
92		292,100	328,600	349,300		
93		292,500	328,900	349,700		
94		292,700	329,100	350,000		
95		292,900	329,500	350,300		
96		293,200	329,800	350,600		
97		293,500	330,000	350,900		
98		293,700	330,300	351,300		
99		293,900	330,600	351,700		
100		294,200	330,900	352,100		
101		294,500	331,100	352,600		
102		294,700	331,400	353,000		
103		294,900	331,800	353,400		
104		295,200	332,000	353,800		
105		295,500	332,200	354,300		
106			332,400			
107			332,800			
108			333,000			
109			333,200			
110			333,600			

	111			334,000				
	112			334,400				
	113			334,600				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200

備考 この表は、獣医師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員			円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22		241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23		243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24		244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25		245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26		247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27		248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28		249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29		251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30		252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
31		252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200	

32	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
33	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
34	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
35	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
36	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
37	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
38	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
39	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
41	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61		315,900	341,500	376,600	428,600	
62		317,200	342,400	377,400	429,100	
63		318,400	343,500	378,200	429,500	
64		319,600	344,700	379,000	430,000	
65		320,800	345,800	379,700	430,500	
66			347,000	380,400	430,900	
67			348,200	381,200	431,200	
68			349,200	381,900	431,500	
69			350,200	382,500	431,900	
70			351,200	383,100		
71			352,300	383,800		
72			353,400	384,400		
73			354,200	385,100		
74			355,300	385,600		
75			356,400	386,200		
76			357,400	386,700		
77			358,100	387,100		
78			358,900	387,700		
79			359,700	388,200		
80			360,400	388,500		
81			361,000	388,800		
82			361,500	389,300		

	83				362,100	389,700		
	84				362,600	390,000		
	85				363,200	390,300		
	86					390,800		
	87					391,300		
	88					391,700		
	89					392,000		
	90					392,400		
	91					392,900		
	92					393,300		
	93					393,700		
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800

備考 この表は、保健師、助産師及び看護師に適用する。

第2条 大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「超える職員」の次に「(次項において「55歳を超える職員」という。)」を加え、同条中第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

- 4 次項に規定する特定号給に達した職員（当該特定号給に達した後にこの項の規定により当該特定号給を超えて昇給した者を含み、55歳を超える職員を除く。）の昇給は、第1項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 5 行政職給料表の適用を受ける職員（同表の3級から5級までの職務の級にある職員のうち、規則で定める者に限る。）を昇給させる場合において、第2項又は第3項の規定により昇給の号給数を決定したならば昇給後の当該職員の号給が規則で定める号給（以下この項において「特定号給」という。）を超えることとなるときは、当該職員の当該昇給の号給数は、第2項又は第3項の規定にかかわらず、特定号給の号数から当該昇給を行う日の前日に当該職員が受けていた号給の号数を減じて得た数に相当する号給数とする。

別表第1 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項を次のように改める。

		円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年前 再任用短 時間勤務 職員以外 の職員	1	162,100	166,600	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	167,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	168,800	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	169,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	170,900	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	172,300	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	173,600	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000

8	169,900	174,900	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
9	170,900	176,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
10	172,300	177,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
11	173,600	179,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
12	174,900	180,700	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
13	176,100	181,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
14	177,600	183,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
15	179,100	184,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
16	180,700	186,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
17	181,800	187,300	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
18	183,200	189,600	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
19	184,600	191,800	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
20	186,000	194,000	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
21	187,300	196,200	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
22	189,600	197,900	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
23	191,800	199,400	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
24	194,000	200,900	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
25	196,200	202,400	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
26	197,900	203,800	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
27	199,400	205,200	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
28	200,900	206,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
29	202,400	208,000	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
30	203,800	209,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
31	205,200	211,400	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
32	206,600	212,900	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
33	208,000	214,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
34	209,300	216,200	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
35	210,600	217,900	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
36	211,900	219,600	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
37	213,200	221,100	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
38	214,400	222,600	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
39	215,600	224,100	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
40	216,700	225,600	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
41	217,800	226,800	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
42	218,900	228,200	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
43	219,900	229,600	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
44	220,900	231,000	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
45	221,800	232,400	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
46	222,700	234,000	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
47	223,600	235,500	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
48	224,500	236,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
49	225,400	238,100	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
50	226,300	239,700	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
51	227,200	241,200	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
52	228,100	242,600	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
53	228,900	243,600	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
54	229,800	245,100	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
55	230,700	246,400	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
56	231,500	247,600	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
57	231,800	248,700	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
58	232,600	249,700	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		

59	233,300	250,600	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	251,500	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	252,400	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	253,300	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	254,100	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	254,900	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	255,600	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	256,700	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	257,900	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	259,000	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	260,200	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	261,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	262,500	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	263,600	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	264,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	265,800	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	266,900	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	267,900	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	268,900	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	269,900	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	270,900	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	271,800	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	272,700	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	273,600	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	274,500	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	275,400	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	276,300	340,100	378,700	392,000	411,300	
86		277,200	340,500	379,200	392,300		
87		278,100	341,000	379,600	392,600		
88		279,000	341,400	380,000	392,800		
89		280,000	341,700	380,400	393,000		
90		281,000	342,100	380,900	393,300		
91		281,900	342,600	381,300	393,600		
92		282,800	343,000	381,700	393,800		
93		283,300	343,200	382,000	394,000		
94		284,000	343,600				
95		284,700	344,100				
96		285,600	344,500				
97		286,600	344,700				
98		287,400	345,100				
99		288,200	345,500				
100		289,000	345,800				
101		289,700	346,100				
102		290,200	346,500				
103		290,600	346,900				
104		291,000	347,300				
105		291,200	347,800				
106		291,500	348,200				
107		291,700	348,600				
108		292,000	349,000				
109		292,200	349,500				

110	292,400	349,900					
111	292,700	350,200					
112	292,900	350,500					
113	293,200	351,000					
114	293,500						
115	293,800						
116	294,100						
117	294,400						
118	294,800						
119	295,100						
120	295,500						
121	295,700						
122	295,900						
123	296,200						
124	296,600						
125	296,800						

別表第2ウの表定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項を次のように改める。

		円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
短時間勤務職員	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
以外の職員	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700

33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		

85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		
120	296,700	327,700	361,400		
121	297,000	327,900	361,800		
122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		
125	298,300	329,000	363,600		
126	298,500	329,300			
127	298,800	329,700			
128	299,200	329,900			
129	299,400	330,100			
130	299,700	330,300			
131	300,100	330,700			
132	300,500	330,900			
133	300,700	331,200			
134	301,000	331,600			
135	301,400	332,000			

136	301,700	332,400				
137	301,900	332,700				
138	302,200	333,100				
139	302,600	333,500				
140	302,900	333,900				
141	303,100	334,200				
142	303,500	334,600				
143	303,900	334,900				
144	304,200	335,300				
145	304,400	335,600				
146	304,600	336,000				
147	304,900	336,400				
148	305,300	336,800				
149	305,500	337,100				
150	305,700	337,500				
151	306,000	337,900				
152	306,300	338,300				
153	306,700	338,600				
154	306,900					
155	307,100					
156	307,400					
157	307,700					
158	308,000					
159	308,300					
160	308,600					
161	309,000					
162	309,300					
163	309,600					
164	309,900					
165	310,300					
166	310,600					
167	310,900					
168	311,200					
169	311,600					

附則第22項中「及び第3項の」を「から第5項までの」に改める。

第3条 大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条並びに附則第5項及び第6項の規定は令和

6年1月1日から、第3条の規定は同年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定（大津市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定（給与条例第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（大津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 5 大津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。
第17条第1項の表及び第20条第1項の表中「第5条第2項及び第3項」を「第5条第2項から第4項まで」に改める。

（大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

- 6 大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第5条第4項」を「第5条第6項」に改める。

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第19号）の
一部を次のように改正する。

第5条第4項中「100分の127.5」を「100分の132.5」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

号給	給料月額（円）
1	162,100
2	163,200
3	164,400
4	165,500
5	166,600
6	167,700
7	168,800
8	169,900
9	170,900
10	172,300
11	173,600

12	174,900
13	176,100
14	177,600
15	179,100
16	180,700
17	181,800
18	183,200
19	184,600
20	186,000
21	187,300
22	189,600
23	191,800
24	194,000
25	196,200
26	197,900
27	199,400
28	200,900
29	202,400
30	203,800
31	205,200
32	206,600
33	208,000
34	209,700
35	211,400
36	212,900
37	214,400
38	216,200
39	217,900
40	219,600
41	221,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない一般の会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

ア 福祉職給料表(1)

号給	給料月額 (円)
1	176,900
2	178,100
3	179,300
4	180,500
5	181,400
6	182,900
7	184,300
8	185,700
9	186,800
10	188,200
11	189,600
12	191,000
13	192,400
14	193,700
15	195,100
16	196,400
17	197,800
18	199,100
19	200,400
20	201,500
21	202,500
22	204,100
23	205,700
24	207,100
25	208,700
26	210,100
27	211,500
28	212,900
29	214,600
30	215,800
31	217,200

32	218,300
33	219,400
34	220,700
35	221,900
36	222,900
37	223,900
38	225,000
39	226,100
40	227,100
41	228,000
42	228,700
43	229,500
44	230,300
45	231,000
46	231,800
47	232,700
48	233,400
49	234,000

備考

- この表は、保育士、介護福祉士、母子・父子自立支援員、障害福祉窓口業務員、障害者虐待対応員、手話通訳者、障害児相談支援員、地域型保育支援員、保育アドバイザー、家庭相談スーパーバイザー、家庭児童相談員、女性相談員、児童厚生員、子育て支援員その他福祉に係る相談若しくは支援又は保育に関する業務に従事する一般の会計年度任用職員に適用する。
- 勤務時間その他の勤務条件を考慮し、規則で定める特別の事情があると認められる保育士の給料月額は、この表の額に20,000円をそれぞれ加算した額とする。

イ 福祉職給料表(2)

号給	給料月額(円)
1	162,100
2	163,200
3	164,400
4	165,500

5	166,600
6	167,700
7	168,800
8	169,900
9	170,900
10	176,900
11	178,100
12	179,300
13	180,500
14	181,400
15	182,900
16	184,300
17	185,700
18	186,800

備考

- 1 この表は、児童クラブの補助員に適用する。
- 2 職務の内容、勤務時間その他の勤務条件を考慮し、規則で定める特別の事情があると認められる者の給料月額は、この表の額に7,200円を超えない範囲内で規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

ウ 福祉職給料表(3)

号給	給料月額 (円)
1	202,500
2	204,100
3	205,700
4	207,100
5	208,700
6	210,100
7	211,500
8	212,900
9	214,600
10	215,800
11	223,400

12	225,100
13	226,900
14	228,600
15	230,300
16	232,000
17	233,700
18	235,000
19	236,700
20	238,200
21	239,500
22	240,700
23	242,000
24	243,300
25	244,600
26	245,800
27	247,000
28	248,200
29	249,300
30	250,300

備考

- 1 この表は、放課後児童支援員に適用する。
- 2 職務の内容、勤務時間その他の勤務条件を考慮し、規則で定める特別の事情があると認められる者の給料月額は、この表の額に14,200円を超えない範囲内で規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第3条関係）

医療技術職給料表

号給	給料月額（円）
1	186,000
2	187,800
3	189,800
4	191,600
5	193,500

6	194,700
7	196,200
8	197,600
9	202,800
10	204,400
11	205,900
12	207,300
13	208,800
14	210,000
15	211,200
16	212,400
17	213,800
18	215,300
19	216,800
20	218,300
21	219,700
22	221,200
23	222,700
24	224,200
25	225,500
26	226,800
27	228,200
28	229,500
29	230,600
30	231,700
31	232,800
32	233,900
33	235,000
34	236,200
35	237,400
36	238,500
37	239,500
38	240,800

39	242,200
40	243,400
41	244,400
42	245,700
43	246,600
44	247,800
45	249,000

備考 この表は、食品衛生監視員、獣医師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、作業療法士、歯科衛生士、はり師及びきゅう師に適用する。

別表第4（第3条関係）

看護保健職給料表

号給	給料月額（円）
1	183,500
2	184,900
3	186,400
4	187,800
5	189,300
6	190,800
7	192,300
8	193,800
9	195,000
10	196,700
11	198,300
12	199,800
13	201,200
14	203,200
15	205,300
16	207,300
17	211,000
18	212,900
19	214,900
20	216,800

21	218,800
22	220,600
23	222,400
24	224,100
25	225,800
26	227,200
27	228,500
28	229,400
29	230,800
30	231,800
31	232,800
32	233,700
33	234,800
34	236,200
35	237,600
36	238,700
37	239,800
38	241,400
39	243,100
40	244,500
41	245,700

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師、発達相談員、介護支援専門員、介護認定調査員その他看護又は保健に関する業務に従事する一般の会計年度任用職員に適用する。

別表第5（第3条関係）

教育職給料表

号給	給料月額（円）
1	177,200
2	178,700
3	180,300
4	181,800
5	183,400

6	185,300
7	187,100
8	189,000
9	190,700
10	192,800
11	194,800
12	196,800
13	198,800
14	200,900
15	203,000
16	205,100
17	207,300
18	209,400
19	211,600
20	213,500
21	215,700
22	217,300
23	218,800
24	220,300
25	221,800
26	222,900
27	224,000
28	225,200
29	226,700

備考 この表は、教育機関その他の規則で定めるものに勤務し、教育に関する業務に従事する一般の会計年度任用職員に適用する。

第2条 大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第5条第1項中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第4項中「100分の132.5」を「100分の122.5」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第5条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対し、当該フルタイム会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の期における勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）についても、同様とする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは、「第5条の2第1項」と読み替えるものとする。

3 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めについては、一般職の職員の例による。

第8条第1項中「第18条」の次に「、第18条の2」を加える。

第18条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第18条の2 第5条の2の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（任命権者が市長と協議して定める者を除く。）について準用する。この場合において、同条第4項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額に相当する額として任命権者が市長と協議して定める額」と読み替えるものとする。

第22条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

附 則

（施行期日等）

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度任用職員条例」という。）第5条第4項の改正規定を除く。）による改正後の会計年度任用職員条例の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定（同項の改正規定に限る。）による改正後の会計年度任用職員条例の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 第1条の規定による改正後の会計年度任用職員条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の会計年度任用職員条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第140号

大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年条例第21号)
の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「376,000」を「380,000」に、「422,000」を
「427,000」に、「472,000」を「477,000」に、「533,000」を
「539,000」に、「608,000」を「615,000」に、「710,000」を
「718,000」に改める。

第11条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を
「100分の175」に改める。

第2条 大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正
する。

第11条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」
を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行
する。

- 2 第1条の規定（大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第11条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定（同項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大津市教育公務員の給与に関する条例（昭和32年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円
	1	177,200	193,400	303,200
	2	178,700	195,500	305,800
	3	180,300	197,600	308,600
	4	181,800	199,800	311,000
	5	183,400	201,900	313,300
	6	185,300	204,000	315,400
	7	187,100	206,100	317,500
	8	189,000	208,200	319,600
	9	190,700	210,400	321,600
	10	192,800	212,800	323,800
	11	194,800	215,100	326,100
	12	196,800	217,300	328,400
	13	198,800	219,700	330,600
	14	200,900	221,400	332,400
15	203,000	222,900	334,200	

16	205,100	224,400	335,900
17	207,300	226,100	337,600
18	209,400	227,400	339,600
19	211,600	228,600	341,600
20	213,500	229,900	343,600
21	215,700	231,600	345,600
22	217,300	233,300	347,200
23	218,800	235,000	348,800
24	220,300	236,600	350,300
25	221,800	238,100	351,800
26	222,900	240,100	353,600
27	224,000	242,000	355,300
28	225,200	243,900	357,000
29	226,700	245,600	358,600
30	228,200	248,000	360,200
31	229,700	250,400	361,800
32	231,200	252,800	363,300
33	232,500	255,200	364,600
34	234,100	257,600	366,100
35	235,800	259,900	367,600
36	237,200	262,100	369,300
37	238,500	264,300	371,000
38	239,900	266,500	372,500
39	241,300	268,900	373,800
40	242,700	271,000	375,200
41	244,000	273,300	376,300
42	245,300	275,600	377,700
43	246,500	277,800	379,100
44	247,800	279,900	380,600
45	249,100	282,000	382,000
46	250,400	284,200	383,600
47	251,600	286,300	385,100
48	252,700	288,200	386,600
49	253,800	290,300	387,900
50	255,100	292,000	389,400
51	256,400	293,800	390,800
52	257,400	295,500	392,100
53	258,500	296,800	393,300
54	259,900	298,800	394,600
55	260,900	300,700	395,700
56	261,900	302,700	396,800

57	262,900	304,700	398,000
58	263,900	306,800	399,200
59	264,900	309,000	400,400
60	265,900	311,200	401,600
61	266,800	313,300	402,700
62	267,500	315,600	403,700
63	268,200	317,800	405,000
64	268,800	319,900	406,200
65	269,500	322,000	407,400
66	270,700	323,500	408,500
67	271,800	325,000	409,600
68	272,900	326,500	410,700
69	274,200	328,200	411,700
70	275,600	330,200	412,900
71	276,800	332,200	414,100
72	278,000	334,100	415,300
73	278,800	335,900	415,900
74	279,700	337,900	416,700
75	280,700	339,800	417,400
76	281,700	341,700	417,900
77	282,600	343,400	418,200
78	283,600	345,200	418,600
79	284,700	346,900	419,000
80	285,500	348,600	419,400
81	286,300	350,400	419,700
82	287,100	352,100	420,100
83	287,900	353,500	420,500
84	288,700	355,100	420,800
85	289,600	356,300	421,100
86	290,400	357,900	421,500
87	291,100	359,400	421,900
88	291,900	360,900	422,200
89	292,800	362,200	422,500
90	293,700	363,500	422,800
91	294,600	364,800	423,100
92	295,300	366,200	423,300
93	295,600	367,600	423,500
94	296,300	368,900	
95	297,000	370,100	
96	297,700	371,200	
97	298,400	372,200	
98	299,200	373,200	

99	300,000	374,200
100	300,700	375,100
101	301,400	375,900
102	301,800	376,900
103	302,200	377,800
104	302,600	378,700
105	302,800	379,500
106	303,100	380,400
107	303,400	381,300
108	303,600	382,200
109	303,800	383,000
110	304,000	384,000
111	304,300	384,900
112	304,600	385,800
113	304,800	386,400
114	305,000	387,300
115	305,200	388,200
116	305,500	389,100
117	305,800	389,900
118	306,000	390,600
119	306,300	391,400
120	306,600	392,200
121	306,800	392,800
122	307,000	393,600
123	307,200	394,300
124	307,500	395,000
125	307,800	395,600
126		396,300
127		396,800
128		397,400
129		398,100
130		398,700
131		399,200
132		399,700
133		400,000
134		400,300
135		400,600
136		400,900
137		401,200
138		401,500
139		401,800
140		402,100

	141		402,400	
	142		402,700	
	143		403,000	
	144		403,300	
	145		403,500	
	146		403,800	
	147		404,100	
	148		404,300	
	149		404,500	
	150		404,800	
	151		405,100	
	152		405,300	
	153		405,500	
	154		405,800	
	155		406,100	
	156		406,300	
	157		406,500	
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		226,200	272,100	325,500

備考

1 この表は、教員に適用する。

2 その属する職務の級が3級である教員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	177,200	193,400	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	323,800	421,200
11	194,800	215,100	326,100	422,600	

12	196,800	217,300	328,400	423,900
13	198,800	219,700	330,600	425,200
14	200,900	221,400	332,400	426,600
15	203,000	222,900	334,200	428,000
16	205,100	224,400	335,900	429,400
17	207,300	226,100	337,600	430,600
18	209,400	227,400	339,600	431,900
19	211,600	228,600	341,600	433,100
20	213,500	229,900	343,600	434,400
21	215,700	231,600	345,600	435,500
22	217,300	233,300	347,200	436,700
23	218,800	235,000	348,800	438,000
24	220,300	236,600	350,300	439,300
25	221,800	238,100	351,800	440,600
26	222,900	240,100	353,600	441,800
27	224,000	242,000	355,300	442,800
28	225,200	243,900	357,000	443,900
29	226,700	245,600	358,600	445,100
30	228,200	248,000	360,200	445,900
31	229,700	250,400	361,800	446,700
32	231,200	252,800	363,300	447,600
33	232,500	255,200	364,600	448,500
34	234,100	257,600	366,100	449,000
35	235,800	259,900	367,600	449,500
36	237,200	262,100	369,300	450,000
37	238,500	264,300	371,000	450,500
38	239,900	266,500	372,500	
39	241,300	268,900	373,800	
40	242,700	271,000	375,200	
41	244,000	273,300	376,300	
42	245,300	275,600	377,700	
43	246,500	277,800	379,100	
44	247,800	279,900	380,600	
45	249,100	282,000	382,000	
46	250,400	284,200	383,600	
47	251,600	286,300	385,100	
48	252,700	288,200	386,600	
49	253,800	290,300	387,900	
50	255,100	292,000	389,400	
51	256,400	293,800	390,800	
52	257,400	295,500	392,100	

53	258,500	296,800	393,300
54	259,900	298,800	394,600
55	260,900	300,700	395,700
56	261,900	302,700	396,800
57	262,900	304,700	398,000
58	263,900	306,800	399,200
59	264,900	309,000	400,400
60	265,900	311,200	401,600
61	266,800	313,300	402,700
62	267,500	315,600	403,700
63	268,200	317,800	405,000
64	268,800	319,900	406,200
65	269,500	322,000	407,400
66	270,700	323,500	408,500
67	271,800	325,000	409,600
68	272,900	326,500	410,700
69	274,200	328,200	411,700
70	275,600	330,200	412,900
71	276,800	332,200	414,100
72	278,000	334,100	415,300
73	278,800	335,900	415,900
74	279,700	337,900	416,700
75	280,700	339,800	417,400
76	281,700	341,700	417,900
77	282,600	343,400	418,200
78	283,600	345,200	418,600
79	284,700	346,900	419,000
80	285,500	348,600	419,400
81	286,300	350,400	419,700
82	287,100	352,100	420,100
83	287,900	353,500	420,500
84	288,700	355,100	420,800
85	289,600	356,300	421,100
86	290,400	357,900	421,500
87	291,100	359,400	421,900
88	291,900	360,900	422,200
89	292,800	362,200	422,500
90	293,700	363,500	422,800
91	294,600	364,800	423,100
92	295,300	366,200	423,300
93	295,600	367,600	423,500
94	296,300	368,900	

95	297,000	370,100
96	297,700	371,200
97	298,400	372,200
98	299,200	373,200
99	300,000	374,200
100	300,700	375,100
101	301,400	375,900
102	301,800	376,900
103	302,200	377,800
104	302,600	378,700
105	302,800	379,500
106	303,100	380,400
107	303,400	381,300
108	303,600	382,200
109	303,800	383,000
110	304,000	384,000
111	304,300	384,900
112	304,600	385,800
113	304,800	386,400
114	305,000	387,300
115	305,200	388,200
116	305,500	389,100
117	305,800	389,900
118	306,000	390,600
119	306,300	391,400
120	306,600	392,200
121	306,800	392,800
122	307,000	393,600
123	307,200	394,300
124	307,500	395,000
125	307,800	395,600
126		396,300
127		396,800
128		397,400
129		398,100
130		398,700
131		399,200
132		399,700
133		400,000
134		400,300
135		400,600
136		400,900

	137		401,200		
	138		401,500		
	139		401,800		
	140		402,100		
	141		402,400		
	142		402,700		
	143		403,000		
	144		403,300		
	145		403,500		
	146		403,800		
	147		404,100		
	148		404,300		
	149		404,500		
	150		404,800		
	151		405,100		
	152		405,300		
	153		405,500		
	154		405,800		
	155		406,100		
	156		406,300		
	157		406,500		
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額
		円	円	円	円
		226,200	272,100	325,500	406,600

備考

- この表は、指導主事に適用する。
- その属する職務の級が3級である指導主事の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の大津市教育公務員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の大津市教育公務員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみ

なす。

(委任)

4. 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大津市長及び副市長の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大津市長及び副市長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大津市公営企業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第144号

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例（昭和36年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大津市議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

大津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「の基準日」の次に「又は大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第19号）第5条第1項に規定するそれぞれの基準日」を加え、同条第2項中「に育児休業をしている職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を「又は大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第5条の2第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員」に改める。

第22条第2項中「又は同条例」を「、同条例」に改め、「による介護時間」の次に「又は同条例第16条第1項の規定による子育て支援時間」を加え、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て支援時間」に改める。

第23条中「（令和元年条例第19号）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第148号

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第
53号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第3項中「及び期末手当」を
「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第13条第2項中「又は介護時間」を「、介護時間」に、「の承認」を「又は子育て支援時間（当
該職員がその小学校（これに準ずる学校を含む。）に就学している子（第1学年から第3学年まで
の子に限る。）を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）
について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認」に改める。

第15条の2第1項中「、第4条の3及び第10条」を「及び第4条の3」に改め、同条第2
項中「、第10条」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第149号

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉施設条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表児童厚生施設の部大津市立伊香立児童館の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第150号

大津市立老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市立老人憩の家条例の一部を改正する条例

大津市立老人憩の家条例（昭和57年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表大津市立下龍華老人憩の家の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第151号

大津市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

大津市ふれあいセンター条例(平成23年条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条の表大津市伊香立ふれあいセンターの項及び大津市南ふれあいセンターの項を削る。

別表中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第152号

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例（平成26年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利
用教育を提供している施設」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第153号

大津市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市空家等の適正管理に関する条例（平成28年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条及び第9条中「第14条第2項」を「第22条第2項」に改める。

第11条中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

第13条第1項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大津市国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第8条」を「一第8条」に、「～第23条の3」を「一第23条の4」に、「～第29条」を「一第29条」に改める。

第9条の3中「及び第18条の3」を「、第18条の3及び第18条の4」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第11条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第13条の5の2中「及び第18条の3」を「、第18条の3及び第18条の4」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第13条の6中「第18条」の次に「及び第18条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第18条第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第18条の3第1項及び第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の

1 条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の4 当該年度において、その世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第5項に規定する場合を除き、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する場合に該当する場合には、出産の日。第23条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 第13条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の5の3又は第13条の5の6」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の5の5第2項」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出産被保険者をいう。以下同じ」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の7」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の9第2項」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第18条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者

の世帯に出産被保険者がいる場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第18条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 6 第13条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の5の3又は第13条の5の6」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の5の5第2項」と読み替えるものとする。
- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の7」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第6項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の9第2項」と読み替えるものとする。

第23条の3第1項第1号中「氏名」を「世帯主の氏名」に改め、第6章中同条の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第23条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
 - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (3) 出産の予定日
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
 - 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、市長が出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第18条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

大津市医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市医療費助成条例の一部を改正する条例

大津市医療費助成条例（昭和48年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中エをオとし、ウをエとし、同号イ中「者で、」を「者（」に、「していないもの」を「した者にあつては、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が政令第6条第3項に定める2級に該当する者に限る。）」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受け、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下この項において「政令」という。）第6条第3項に定める1級に該当する者

第2条第1項第4号に次のように加える。

カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第1項に規定する障害児で、障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3に定める1級に該当するもの

第2条第1項第5号中「15歳」を「18歳」に改め、同項第8号中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する」を削り、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）」を「政令」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

議案第156号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 工 事 名 堅田小学校長寿命化改良等工事
- 2 工 事 場 所 大津市本堅田三丁目
- 3 工 事 概 要 長寿命化改良等工事（建築工事） 一式
- 4 契 約 方 法 一般競争入札
- 5 契 約 金 額 1,516,900,000円
- 6 契約の相手方 蒲生郡竜王町大字山之上3276番地
株式会社ヤマタケ創建

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 工 事 名 堅田小学校長寿命化改良等電気設備工事
- 2 工 事 場 所 大津市本堅田三丁目
- 3 工 事 概 要 受変電設備工事 一式
幹線設備工事 一式
電灯動力設備工事 一式
電話用配管設備工事 一式
情報用配管設備工事 一式
テレビ共同受信設備工事 一式
拡声設備工事 一式
自動火災報知設備工事 一式
その他電気設備工事 一式
- 4 契 約 方 法 受注希望型指名競争入札
- 5 契 約 金 額 274,560,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 大津市皇子が丘二丁目6番13号
アマナエレン株式会社

議案第158号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 工 事 名 堅田小学校長寿命化改良等機械設備工事
- 2 工 事 場 所 大津市本堅田三丁目
- 3 工 事 概 要 空気調和設備工事 一式
換気設備工事 一式
衛生器具設備工事 一式
給水設備工事 一式
排水設備工事 一式
給湯設備工事 一式
消火設備工事 一式
ガス設備工事 一式
撤去工事 一式
- 4 契 約 方 法 受注希望型指名競争入札
- 5 契 約 金 額 275,000,000円
- 6 契約の相手方 大津市下阪本一丁目19番3号
株式会社幸栄

議案第159号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健 司

- | | | |
|---|-------------|--------------------------|
| 1 | 工 事 名 | 膳所小学校長寿命化改良等工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 大津市中庄二丁目 |
| 3 | 工 事 概 要 | 長寿命化改良等工事（建築工事） 一式 |
| 4 | 契 約 方 法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契 約 金 額 | 1, 2 2 1, 0 0 0, 0 0 0 円 |
| 6 | 契 約 の 相 手 方 | 株式会社桑原組 |

契約締結者

大津市におの浜一丁目1番24号

株式会社桑原組大津本店長

議案第160号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健 司

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 膳所小学校長寿命化改良等電気設備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 大津市中庄二丁目 |
| 3 | 工 事 概 要 | 受変電設備工事 一式
幹線設備工事 一式
電灯動力設備工事 一式
電話用配管設備工事 一式
情報用配管設備工事 一式
テレビ共同受信設備工事 一式
拡声設備工事 一式
自動火災報知設備工事 一式
その他電気設備工事 一式 |
| 4 | 契 約 方 法 | 受注希望型指名競争入札 |
| 5 | 契 約 金 額 | 246,620,000円 |
| 6 | 契 約 の 相 手 方 | 大津市朝日が丘二丁目1番36号
三協電気工業株式会社 |

議案第161号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健 司

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 膳所小学校長寿命化改良等機械設備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 大津市中庄二丁目 |
| 3 | 工 事 概 要 | 空気調和設備工事 一式
換気設備工事 一式
衛生器具設備工事 一式
給水設備工事 一式
排水設備工事 一式
給湯設備工事 一式
消火設備工事 一式
ガス設備工事 一式
撤去工事 一式 |
| 4 | 契 約 方 法 | 受注希望型指名競争入札 |
| 5 | 契 約 金 額 | 234,190,000円 |
| 6 | 契約の相手方 | 大津市神領三丁目14番7号
奥村管工株式会社 |

議案第162号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 公の施設の名称 大津市立木戸老人福祉センター、大津市立北老人福祉センター、大津市立中老人福祉センター、大津市立南老人福祉センター及び大津市立東老人福祉センター
- 2 指定管理者 大津市浜大津四丁目1番1号
社会福祉法人大津市社会福祉事業団
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第163号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 公の施設の名称 大津市民会館
- 2 指定管理者 東京都千代田区神田小川町一丁目2番地
株式会社ケイミックスパブリックビジネス
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第164号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 公の施設の名称 大津市立大津公民館
- 2 指定管理者 東京都千代田区神田小川町一丁目2番地
株式会社ケイミックスパブリックビジネス
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第165号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 公の施設の名称 大津市おごと温泉観光公園
- 2 指定管理者 大津市雄琴六丁目5番1号
おごと温泉旅館協同組合
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第166号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 公の施設の名称 大津祭曳山展示館
- 2 指定管理者 大津市中央一丁目2番28号
特定非営利活動法人大津祭曳山連盟
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第167号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 公の施設の名称 大石緑地スポーツ村（一部を除く。）
- 2 指 定 管 理 者 おおつ協会都市公園グループ（大石）
構成団体 大津市浜大津四丁目1番1号
公益財団法人大津市公園緑地協会
大阪市天王寺区烏ヶ辻1丁目2番16号
ゼット株式会社
- 3 指 定 期 間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第168号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 公の施設の名称 大津市大谷乗馬場
- 2 指定管理者 大津市大谷町1番1号
大津市乗馬連盟
会長 中江 忠洋
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで